

【誤りやすい事例 ⑩ - 申告書第 11 表関係 - 】

保険事故が発生していない生命保険契約（みなし相続財産：契約者が相続人）

私（税務幸子）は、父（国税一郎）の死亡保険金として、△△生命から3,000万円を受け取りました。このほか、△△生命との間には、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約について、父が生前、保険料を負担していたものがあります。

なお、この生命保険契約については、相続開始の時に、その契約を解約するとした場合に支払われる解約返戻金相当額は450万円となっています。

生命保険金などの明細書

被相続人 国税 一郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲7・11	30,000,000 円	税務 幸子

第9表

相続税がかかる財産の明細書

（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人 国税 一郎

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分		
	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
（空欄）			

○相続時精算課税
については、

第11表

誤

第9表に支払を受けた保険金3,000万円を記入しました。

なお、父が保険料を負担し、私を保険契約者・被保険者とする生命保険契約については、その保険契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表には記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

生命保険金などの明細書

被相続人 国税 一郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
△△区〇〇2丁目×番	△△生命	▲7・11	30,000,000 円	税務 幸子

第9表

相続税がかかる財産の明細書

（相続時精算課税適用財産を除きます。）

被相続人 国税 一郎

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分		
	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
その他の財産 その他 生命保険契約に関する権利 △△生命			
	4,500,000	税務 幸子	4,500,000

○相続時精算課税
については、

第11表

正

被相続人（父）が保険料を負担し、かつ、被相続人以外の人（あなた）が保険契約者であるものがある場合には、その生命保険の契約者が相続又は遺贈により「生命保険契約に関する権利」を取得したものとみなされず（みなし相続財産）。

したがって、第11表に「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

○ 生命保険契約に関する権利（みなし相続財産）

被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の人契約者となっている生命保険契約で、相続開始の時に、まだ保険金の保険事故が発生していないものは、その生命保険の契約者が相続又は遺贈により「生命保険契約に関する権利」を取得したものとみなされます。

なお、「生命保険契約に関する権利」の評価については、誤りやすい事例⑨をご覧ください。